

(平成 18 年 12 月修正版)

神戸市立中央市民病院整備運営事業  
入札説明書

平成 18 年 11 月

神 戸 市

< 目 次 >

第 1	入札説明書等の定義	1
第 2	対象事業の概要等	2
1	事業の概要	2
2	事業者募集等の手続き	5
3	参加資格等に関する事項	7
4	入札参加資格の審査手続き	11
5	入札手続き	12
6	落札者の決定方法等	15
7	基本協定書の締結	15
8	SPC の設立	16
9	事業契約書の締結等	16
10	サービス対価の支払い	17
第 3	事業実施に関する事項	18
1	事業者の権利義務に関する事項	18
2	市と事業者の責任区分に関する事項	18
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
4	事業者の業務の履行に関する事項	18
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
6	事業の終了	19
第 4	その他本事業の実施に関する事項	20
1	応募に要する費用の負担	20
2	市の競争入札参加資格に関する問合せ先	20
3	苦情の申立て	20
4	本事業にかかる情報の提供	20
5	本事業の事務局及び問合せ先	20

## 第1 入札説明書等の定義

神戸市は（以下「市」という。）は、「神戸市立中央市民病院整備運営事業」（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき実施するため、平成18年8月11日に公表した「神戸市立中央市民病院整備運営事業に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法第6条の規定により実施することが適切であると認め、本事業を「特定事業」として選定し、平成18年11月13日に公告した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により募集及び決定するに当たり、入札に参加しようとする者に交付するものである。

入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類（以下「入札書類」という。）を提出するものとする。

なお、本入札説明書に併せて交付する次の別添資料も入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

- 別添資料1 神戸市立中央市民病院整備運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- 別添資料2 神戸市立中央市民病院整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- 別添資料3 神戸市立中央市民病院整備運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- 別添資料4 神戸市立中央市民病院整備運営事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）
- 別添資料5 神戸市立中央市民病院整備運営事業様式集（以下「様式集」という。）

## 第2 対象事業の概要等

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名称

神戸市立中央市民病院整備運営事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

病院施設及び附帯施設（以下「病院施設等」という。）

#### (3) 公共施設等の管理者

神戸市長 矢田立郎

（市は、神戸市立中央市民病院を含めた市立病院の運営形態の見直しを検討しているため、管理者が変更される可能性がある。）

#### (4) 事業の目的

市においては、これまで、中央市民病院が市の基幹病院として重要な役割を担い、総合的な市民病院として標準的な医療を提供してきたほか、救急医療、高度医療、感染症医療などの行政的医療・不採算医療を提供するとともに、災害拠点病院、エイズ治療拠点病院としての公的使命を果たしてきた。

特に、神戸医療圏における救命救急センターとして、24 時間 365 日、初期から 3 次までの救急医療体制を整備し、市民の安全・安心を守る最後の砦としての役割を果たすとともに、全国の自治体立病院の中でも有数の医療機能を駆使した高度医療の提供に努めるなど、市民から高い信頼を得てきたところである。

しかしながら、昭和 56 年に現在地に開設して以来 26 年目を迎え、施設・設備面での経年劣化や老朽化が進んでいることや、この間の医療技術の進歩に応じた最新の医療設備の導入や、患者のプライバシーへの配慮など多様化する患者ニーズ等に的確に対応していくことが困難となってきた。

そこで、日々進歩する医療技術に適切に対応し、今後も市の基幹病院として、より高度な医療を提供していくとともに、多様化する患者ニーズを的確に捉え、患者の視点にたったソフト、ハードを備え、市民の求める医療を提供していくために、新たに移転新築により整備を行うこととした。

また、新病院の整備・運営を実施していくに当たっては、PFI 法に基づく事業（以下、「PFI 事業」という。）として手続きを進め、民間事業者の経営・技術的ノウハウを活用し、協働で、時代のニーズにあった最適な患者サービスを提供することや、施設整備から維持管理、運営までを含めた事業全体の効率化を図ることで、質の高い病院サービスの提供を図っていく。

本事業は、神戸医療圏の中心を担う病院として、提供する医療内容や質、治療成績、患者サービスに関し、これまで同様、神戸市民の信頼と期待に応えるとともに、より良い医療を求める全ての患者や医療従事者にとって、21 世紀のアジアのリーディングホスピタルとして、モデルケースとなる病院の整備、運営を目指すものである。

#### (5) 対象業務

事業者は、PFI 法に基づき、病院施設等を設計、建設し、維持管理業務、運営業務を

遂行するものとする。事業者が行う主な業務は、次のとおりとし、詳細は要求水準書において示す。

ア 統括マネジメント業務

イ 施設設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 周辺影響調査・対策業務
- (カ) 電波障害調査・対策業務
- (キ) 設計・建設業務等に伴う各種申請等業務
- (ク) 補助金・交付金・許認可等申請補助業務

ウ 施設維持管理業務

- (ア) 施設メンテナンス業務
- (イ) 警備業務
- (ウ) 清掃業務

エ 医療情報システム構築・運営業務

- (ア) 医療情報システム構築業務
- (イ) 医療情報システム運営・保守業務

オ 物流管理運営業務

カ 顧客サービス業務

- (ア) 総合案内業務
- (イ) 電話交換業務
- (ウ) 市民健康ライブラリー運営業務
- (エ) 利便施設運営業務

キ 医療関連サービス業務

- (ア) 検体検査業務
- (イ) 食事の提供業務（患者給食）
- (ウ) 滅菌消毒業務
- (エ) 洗濯業務
- (オ) 医療機器保守点検業務
- (カ) 医療関連事務業務
- (キ) メディカル・アシスタント業務

ク 移行支援業務

- (ア) 医療機器調査・調達支援業務
- (イ) 什器備品調査・調達支援業務

(ウ) 開院前リハーサル支援業務

(エ) 引越し支援業務

## (6) 施設の概要

### ア 計画地の条件

#### (ア) 所在地

神戸市中央区港島南町2丁目

#### (イ) 計画敷地面積

約 45,000 m<sup>2</sup>

#### (ウ) 地域地区等

- |   |      |                        |
|---|------|------------------------|
| a | 用途地域 | 商業地域                   |
| b | 建ぺい率 | 80%                    |
| c | 容積率  | 400%                   |
| d | 高度地区 | 指定なし                   |
| e | 防火地域 | 指定なし                   |
| f | その他  | 航空法による絶対高さ制限あり：TP50.6m |

### イ 施設規模

#### (ア) 病院施設

延床面積 約 64,000 m<sup>2</sup>

#### (イ) 附帯施設(院内保育所)

想定定員 120名

延床面積 約 750 m<sup>2</sup>

#### (ウ) 駐車場

約 600台(うち来院者用駐車場は約 400台)

### ウ 病床・外来規模

#### (ア) 病床規模

640床(一般病床 630床、感染症病床 10床)

ただし、別途 300名程度の患者を収容できるような工夫を行い、災害時には、あわせて 1,000床規模での運用が可能なものとする。

#### (イ) 外来規模

約 2,000人/日

## (7) 事業方式

本事業の事業方式は、事業者がPFI法に基づき病院施設等の設計、建設、工事監理を行い、市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理、運営業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）とする。

（８）事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から平成53年3月31日までとする。

（設計・建設期間は約3年3ヶ月間、維持管理・運営期間は30年間を想定している。）

（９）事業に必要とされる関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）及び市の要綱等を遵守するものとする。要求水準書に例示を示す。

2 事業者募集等の手続き

（１）事業者募集等のスケジュール

事業者募集等のスケジュールは、以下のように予定している。

スケジュール（予定）

日 程（予定）	内 容
平成18年 11月15日	入札の公告
11月15日～22日	入札説明書等の交付
11月21日	入札説明会
11月15日～24日	第1回入札説明書等に関する質問・意見の受付
12月15日	入札説明書に関する質問に対する回答の公表
平成19年 1月15日～19日	資格審査書類等の受付
1月下旬	資格審査結果の通知
2月上旬	現病院見学会
2月中旬	第2回入札説明書等に関する質問・意見の受付
5月31日	入札書類の受付
8月10日	入札書の開札
8月	落札者の決定、公表
8月	基本協定書の締結
12月	事業契約書の締結

（２）入札説明書等の交付

入札説明書等を以下のとおり交付する。なお、入札説明書等はホームページ（後述の第4-5を参照）にも掲載する。

ア 交付期間

公告の日から平成18年11月22日（水）までの、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

本事業の事務局（後述の第 4 5 を参照）

ウ 交付方法  
無料配布

( 3 ) 入札説明会の開催

入札説明会を以下のとおり開催する。なお、説明会においては入札説明書等の配布は行わない。

ア 開催日時及び場所

開催日時 平成 18 年 11 月 21 日（火）14:00～（受付 13:30～）

開催場所 神戸国際会議場 国際会議室 301 号（神戸市中央区港島中町 6-9-1）

イ 参加申込み受付期間

平成 18 年 11 月 15 日（水）～17 日（金） 最終日は午後 5 時まで

上記期間は適宜受け付けるが、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで。

ウ 参加申込み方法

入札説明会参加申込書（様式集 様式 1）に必要事項を記入のうえ、フロッピーディスク等によるデータの持参及び郵送、又は電子メールの添付ファイルとして提出すること。

エ 申込先

本事業の事務局（後述の第 4 5 を参照）

( 4 ) 入札説明書等に関する質問・意見の受付及び回答

入札説明書等の内容に関する質問・意見の受付及び回答を以下のとおり 2 回にわたって行う。

ア 第 1 回

(ア) 受付期間

平成 18 年 11 月 15 日（水）～24 日（金） 最終日は午後 5 時まで

上記期間は適宜受け付けるが、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(イ) 質問・意見の提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式集 様式 2）及び意見書（様式集 様式 3）に必要事項を記入のうえ、フロッピーディスク等によるデータの持参及び郵送、又は電子メールの添付ファイルとして提出すること。

(ウ) 提出先

本事業の事務局（後述の第 4 5 を参照）

## (エ) 質問・意見及び回答の公表

質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした形で、ホームページにて公表する。意見については、原則として公表しない。

公表日は平成 18 年 12 月 15 日(金)を予定している。

## イ 第 2 回

資格審査を通過した応募者を対象に行う。日時や方法等の詳細は、対象となる応募者に対して後日通知する。

## 3 参加資格等に関する事項

### (1) 応募者等の構成

#### ア 応募者の定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた単独法人(以下「応募法人」という。)又は複数の法人で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。

応募者は、落札後に設立する特別目的会社(以下、「SPC」という。)に出資を行うとともに、SPC が行う統括マネジメント業務を行うために必要な人材等を提供することとする。なお、統括マネジメント業務を行う人材については、原則として開院後 2 年が経過するまでは、同一の人材が当該業務に当たるものとする。

#### イ 代表法人の選定

応募グループは、グループを構成する法人(以下、「構成員」という。)の中から、代表法人 1 社を定め、資格審査書類の提出時に明らかにしなければならない。なお、応募法人は自ら代表法人となるものとする。

代表法人は、SPC の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有し、原則として、これを事業期間中、維持しなければならない。

#### ウ 協力法人の選定

応募者は、協力法人を選定し、本事業を遂行するに当たって必要な業務の一部を受託又は請け負わせることができる。協力法人については、必ずしも資格審査書類の提出時、並びに入札書類の提出時に明らかにする必要はないが、これらの時期に協力法人を明らかにしない場合は、入札書類において、協力法人の選定方法、選定スケジュールを示さなければならない。

ただし、統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を協力法人が行う場合には、予定される協力法人を入札書類の提出時に明らかにすることとする。

なお、医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定については、SPC が市と共同で行う「医療情報システム要求仕様書」の作成後に行うものとし、その条件等の詳細については要求水準書を参照すること。

#### エ 複数業務の実施

応募法人、応募グループの構成員又は協力法人が、複数の業務を兼ねて実施するこ

とは妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の法人が兼ねてはならない。

また、各業務を、応募法人、構成員又は協力法人の間で分担することは差し支えない。

#### オ 複数応募の禁止

応募法人、応募グループの構成員及び、これらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者（ ）は、他の応募法人、応募グループの構成員又は協力法人になることはできない。

また、入札書類提出時に名前を明示する統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協力法人についても同様とする。

#### ( ) 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、 については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### カ 応募法人等の変更及び追加

応募法人、応募グループの構成員及び、入札書類提出時に名前を明示する統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協力法人の変更及び追加については、後述の（ 2 ）ウ及び（ 3 ）ウに該当する場合を除き、原則として認めない。

なお、名前の明示が義務付けられていないその他の業務を行う予定の協力法人を入札書類提出時に明示した場合も同様とする。

#### ( 2 ) 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次のア及びイで規定する参加資格要件を、資格審査書類の提出期間の最終日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

ただし、入札公告後に本事業の参加資格を有するか否かの認定に関する申請書を市に提出した者から入札書類の提出があった場合は、神戸市契約規則第 27 条の 9 第 3 項の

規定に基づき、開札時に参加資格を有していることを条件として、これを受理するものとする。

#### ア 基本的参加資格要件

応募法人及び応募グループの構成員は次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている者
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされている者
- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- (カ) 国税(法人税及び消費税)及び地方税を滞納している者
- (キ) 以下に記載する本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者及び、これらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者(前述の(1)オ( )を参照)
  - a 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
  - b 株式会社東畑建築事務所
  - c 株式会社システム環境研究所
  - d 弁護士法人御堂筋法律事務所
- (ク) 神戸市立中央市民病院整備運営事業審査委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者(前述の(1)オ( )を参照)
- (ケ) 市の工事請負競争入札参加資格又は物品等競争入札参加資格のいずれも有していない者

#### イ 個別参加資格要件

応募法人又は応募グループの構成員が、設計業務、建設業務又は工事監理業務を兼ねる場合は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者は兼ねることができない。

##### (ア) 設計業務を兼ねる場合

- a 市の物品等競争入札参加資格有資格者であること。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- c 一般病床500床以上又は救命救急センターの機能を持つ病院の設計業務を主契約者として受注した実績を有しており、かつそれらは平成8年4月1日から参加資格確認基準日までの間に受注し、設計が完了し、着工していること。

(イ) 建設業務を兼ねる場合

- a 市の工事請負競争入札参加資格有資格者であり、その登録業種に建築一般が含まれていること。
- b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- c 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1200点以上であること。
- d 一般病床500床以上の病院を施工した実績を有しており、かつそれらは平成8年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完成していること。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(ウ) 工事監理業務を兼ねる場合

- a 市の物品等競争入札参加資格有資格者であること。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- c 一般病床500床以上又は救命救急センターの機能を持つ病院の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有しており、かつそれらは平成8年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完成していること。

ウ 参加資格の喪失

応募者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合において、必要な措置を講じた上で、応募者変更申請書(様式集 様式901)及び添付書類(様式集 様式902含む)を市に提出し、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合は、当該応募者の参加資格は引き続き有効とする。

なお、落札者決定後から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合についても、参加資格を取り消すこともあり得る。

(ア) 入札書類の提出日までに応募グループの構成員が参加資格を喪失した場合で、当該構成員以外の構成員(以下「残存法人」という。)のみ、若しくは、新たな法人を構成員として加えたうえで、応募グループの再編成を行い、入札書類の提出日までに、市の承認を得た場合。この際、参加資格を喪失した構成員(以下「喪失構成員」という。)が行う予定であった業務を、協力法人の選定によって補完することは差し支えないが、その協力法人として喪失構成員を想定することは認めないものとする。なお、喪失構成員が、当該応募グループの代表法人であった場合は、新たな代表法人は、残存法人の中から選出しなければならない。

(イ) 入札書類の提出日から落札者の決定日までの間に、応募グループの構成員(代表法人除く)が参加資格を喪失した場合で、残存法人のみ、若しくは、喪失構成員と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員として加えたうえで、応募グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合。

### (3) 協団法人の選定要件

#### ア 選定要件

応募者が選定する協団法人は、前述の(2)アに定める応募者の基本的参加資格要件を満たさなければならないものとする。

また、入札書類提出時に名前を明示する業務のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協団法人については、前述の(2)イに定める応募者の個別参加資格要件も満たさなければならない。

なお、これら3業務を共同企業体で行う場合、その代表となる法人のみが全ての要件を満たす必要があるものとし、その他の法人は、それぞれ前述の(2)イに定める要件のうちa及びbを満たせばよいものとする。共同企業体の出資構成については、神戸市共同企業体取扱い要綱に従うものとする。

#### イ 選定要件確認基準日

協団法人が選定要件を満たしていることを確認する基準日は、当該協団法人がSPCから直接業務を受託又は請け負う日とし、市の承認を得なければならない。

#### ウ 入札書類提出時に明示した協団法人の変更

入札書類提出時に名前を明示した業務実施予定の協団法人が、選定要件を満たしていない状態となり、SPCから直接業務を受託又は請け負うことができず、本事業の円滑な執行に支障をきたす可能性が生じた場合には、SPCは速やかに、予定していた法人と同等の能力・実績を有する法人を選定し、協団法人変更申請書(様式集 様式904)及び添付書類(様式集 様式905含む)を市に提出し、承認を得なければならない。

## 4 入札参加資格の審査手続き

### (1) 資格審査書類の提出

応募者は、資格審査に必要な書類を市に提出し、審査を受けなければならない。

#### ア 提出書類

資格審査書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

(ア) 参加表明書(様式集 様式4)

(イ) 委任状(様式集 様式5)

(ウ) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(様式集 様式6)及び応募者一覧表(様式集 様式7)

(エ) 添付書類一覧(様式集 様式8)及び添付書類(様式集 様式9~13含む)

(オ) 基本確認書(様式集 様式14~16)

ただし、応募者の構成によって提出すべき書類に差異があることに留意すること。

#### イ 受付期間

平成19年1月15日(月)~19日(金)の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出場所

事業の事務局（後述の第4 5を参照）

エ 提出方法

事前連絡のうえ、持参により提出すること。なお、提出時に内容確認のために必要な質疑を行うこともある。

（2）資格審査の流れ

資格審査書類の不備や、協賛法人との役割分担を踏まえたうえで、応募者として適正な業務実施体制となっているか等の確認を行った後、基本的参加資格要件及び個別参加資格要件の審査を行うものとする。また、複数応募の禁止等の違反がないかを審査する。

なお、詳細については、落札者決定基準を参照すること。

（3）審査結果の通知

審査結果は、応募者（応募グループの場合は代表法人）に書面により通知する。なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

（4）現病院見学会の実施

資格審査を通過した応募者を対象に行う。日時や申込み方法等の詳細は、対象となる応募者に対して後日通知する。

5 入札手続き

（1）入札書類の提出

入札書類の提出については以下のとおりとする。

ア 提出書類

入札書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

（ア）入札書類提出届（様式集 様式 17）

（イ）入札書（様式集 様式 18）及びその内訳書（様式集 様式 19 含む）

（ウ）要求水準に関する誓約書（様式集 様式 20）

（エ）業務計画書・提案設計図書

a 事業計画書（様式集 様式 100～109）

b 施設整備計画書（様式集 様式 200～237）

c 運営業務計画書（様式集 様式 300～321）

（オ）事業提案書

a 経営・財務に関する提案書

b 施設整備に関する提案書

c 運営業務に関する提案書

上記（エ）の一部及び（オ）の様式については、後日公表する。

イ 提出日

平成 19 年 5 月 31 日（木）午前 10 時

ただし、郵送の場合は、平成 19 年 5 月 30 日（水）午後 5 時必着とする。

ウ 提出場所

本事業の事務局（後述の第4～5を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。  
様式集に記載した必要部数のうち、1部（正本）を上記提出日までに提出し、残りの部数（副本）及び、データを保存した電子媒体（CD-ROM）3部を、平成19年6月1日（金）午後5時までに提出すること。

オ 使用言語等

入札書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。なお、契約手続きにおいて使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

（2）入札書

ア 入札金額

入札書に記載する入札金額は、対象業務（事業者が独立採算により実施するものを除く。）に係るサービス対価の総額とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。算定条件の詳細については、後日公表する。

イ 提出方法

入札書及びその内訳書（以下「入札書等」という。）は、任意の封筒に入れ、表面には、「入札書」と記載し、裏面には、応募者（応募グループの場合は代表法人）の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者名を記載したうえ、封印すること。

（3）予定価格

102,380,000,000円（消費税等を含む）

（4）入札方法等

ア 立ち会い

応募者又はその代理人は原則として入札に立ち会うものとする。応募者又はその代理人が入札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札書等の保管

入札書等は提出時には開札せずに、全ての入札書等をまとめて厳封し、市において保管するものとする。開札については、後述の6（3）を参照。

ウ 代理人

（ア）応募者及びその代理人は、当該入札の他の応募者の代理人となることはできない。

- (イ) 神戸市契約規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当するものは、代理人となることはできない。
- (ウ) 代理人は委任状(様式自由)を提示しなければならない。

(5) 入札の辞退

資格審査を通過した応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退書(様式集 様式 903)を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 提出期限

平成 19 年 5 月 30 日(水)午後 5 時まで

上記期間は適宜受け付けるが、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

イ 提出場所

本事業の事務局(後述の第 4 5 を参照)

(6) 入札書類の取扱い

ア 著作権

入札書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業に関する報告等のため、必要とする場合には、市は入札書類の全部又は一部を応募者の許可を要することなく無償で使用、公表できるものとする。

イ 入札書類の変更等の禁止

入札書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

ウ 入札書類の返却

応募者から提出された入札書類は返却しない。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

(7) 入札の無効

神戸市契約規則第 12 条に定めるもののほか、提出書類への虚偽の記載、その他本事業における入札に関する条件に違反した者が行った入札は、無効とする。

(8) 提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング

入札書類を提出した応募者を対象に、提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時、場所及び実施方法等の詳細は、対象となる応募者に対して後日通知する。

( 9 ) 入札保証金

神戸市契約規則第 7 条第 2 項に基づき、入札保証金を免除する。

6 落札者の決定方法等

本事業は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。また、政府調達に関する協定の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)が適用される。

( 1 ) 審査委員会の設置

本事業を実施する事業者の選定を行うため、「神戸市立中央市民病院整備運営事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置している。審査委員会は、学識経験者等で構成し、専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価する。

審査委員会委員は、以下のとおりである。

委員長 西野 文雄(政策研究大学院大学学事顧問)  
岡部 憲明(神戸芸術工科大学デザイン教育研究センター教授)  
笥 淳夫(国立保健医療科学院施設科学部長)  
坂本 憲枝(消費生活アドバイザー)  
武田 裕(大阪大学大学院医学系研究科教授)  
近田 敬子(園田学園女子大学人間健康学部人間看護学科長)  
長尾 秀樹(日本政策投資銀行新産業創造部長)  
菊池 晴彦(神戸市立中央市民病院長)  
中村 三郎(神戸市保健福祉局長)

なお、応募者及び協力法人は審査委員会委員に、本事業に関する問い合わせ等を行ってはならない。

( 2 ) 審査手順の概要

審査手順及び審査基準等については、落札者決定基準において示す。

( 3 ) 開札

審査委員会による提案内容評価終了後、入札書を提出した応募者又はその代理人の立ち会いの下、後日公表する開札要領に基づいて入札書の開札を行うものとする。なお、代理人については、前述の 5(4)ウに従うものとする。

ア 開札日時

平成 19 年 8 月 10 日(金)午前 10 時

イ 開札場所

神戸市保健福祉局会議室  
(神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 1 号館 6 階)

7 基本協定書の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札書類に基づき基本協定書を締結する。この基本協定書の締結により、落札者を事業予定者とする。

## 8 SPC の設立

事業予定者は、事業契約書締結までに、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として SPC を設立する。

SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなければならない。なお、SPC は神戸市内に設置するものとする。

## 9 事業契約書の締結等

### (1) 事業契約書の締結

市と事業予定者は、基本協定書の規定に従い、入札説明書等及び入札書類に基づき事業契約書を締結する。

### (2) 契約条項を示す場所

本事業の事務局(後述の第 4 5 を参照)

### (3) 契約保証金

神戸市契約規則第 25 条第 6 号に基づき、契約保証金を免除する。

ただし、本事業において、神戸市契約規則第 25 条第 6 号の規定に該当する場合は、事業契約書締結までに以下の内容のいずれかを満たす場合とする。

ア 事業者が、施設建設に関して、建設期間を保険期間とし、施設建設費の 100 分の 10 以上に相当する金額について、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合。

イ 事業者が、建設業務を担当する法人をして、施設建設に関して、建設期間を保険期間とし、施設建設費の 100 分の 10 以上に相当する金額について、履行保証保険契約を締結させ、かつ事業者の負担で当該保証保険契約に基づく保険金支払請求権につき、市を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合。

ウ 事業者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と市とが事業者の負担で工事履行保証契約を締結した場合。

エ 事業者が、建設業務を担当する法人をして、銀行又は市が確実と認める金融機関との間において、施設建設に関し、建設期間を保証期間とし、施設建設費の 100 分の 10 以上に相当する金額を保証金の額として、市の承諾する内容の保証契約を締結させ、かつ事業者の負担で当該保証契約に基づく保証金支払請求権につき、市を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合。

オ 事業者が、建設着工時まで上記ア～エのいずれかを満たすことを約した誓約書を提出した場合。ただし、この場合において、誓約内容が実行されなかった時は、免除を取り消し、契約金額の 100 分の 5 に相当する金額を契約保証金として納めなければならない。

(4) 違約金の支払い等

事業者は、自らの都合によって市と事業契約書を締結しない場合、違約金として施設建設費の100分の5に相当する金額を支払わなければならない。

なお、このことは、市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

事業契約書締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

10 サービス対価の支払い

サービス対価の支払い及び見直し等の方法については、事業契約書(案)において示す。

### 第3 事業実施に関する事項

#### 1 事業者の権利義務に関する事項

##### (1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

事業者は、市の事前の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

##### (2) 事業者が有する債権の譲渡、質権設定及び担保提供

事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

#### 2 市と事業者の責任区分に関する事項

市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)をもとに、入札書類の記載内容を踏まえて、市と事業者で締結する事業契約書で確定するものとする。なお、責任分担が事業契約書(案)に示されていない場合は、市と事業者の協議をよって定めるものとする。

#### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

##### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業については、現時点において法制上及び税制上の優遇措置等は見込んでいない。

##### (2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

市は、本事業に関して、事業者に対する補助、出資及び債務保証等の支援は行わない。

なお、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業となる可能性がある。この場合、事業者は、当該融資を利用することを前提に提案を行うことは可能であるが、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、事業者が直接同行に問い合わせを行うこととする。

#### 4 事業者の業務の履行に関する事項

##### (1) 誠実な業務の遂行

事業者は、事業契約書及び入札書類に定めるところに従って、誠実に業務を遂行しなければならない。

##### (2) 事業期間中の市と事業者の関わり

本事業は、事業者の責任において実施することとする。ただし、事業者は、事業を円滑に遂行するために、適宜、市への連絡、報告、調整及び協議等を行わなければならない。また、事業契約書に定めるところに従って、市が、報告、調整、協議及びモニタリングへの協力等を求めた場合には、これに応じなければならない。

また、市は事業者から調整や協議を求められた場合には、誠実にこれに応じるものとする。

( 3 ) 土地の使用等

事業者は、計画敷地内の土地について、本事業の整備に必要な範囲において無償で使用する事ができる。

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める措置に従うものとする。

6 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める措置に従うものとする。

## 第4 その他本事業の実施に関する事項

### 1 応募に要する費用の負担

本事業の応募に要する費用については応募者の負担とする。

### 2 市の競争入札参加資格に関する問合せ先

市の競争入札参加資格に関する申請及び問合せについては、以下で受け付ける。

なお、本事業は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用されるため、応募者に関しては、神戸市契約規則第27条の4に基づき、本事業の参加資格を有するか否かに関する認定に関する申請を随時受け付けるが、協利法人に関しては同条項が適用されないことに留意する必要がある。

#### (1) 工事請負競争入札参加資格

神戸市行財政局経理課工事契約係 電話：078-322-5147

#### (2) 物品等競争入札参加資格

神戸市行財政局経理課物品契約係 電話：078-322-5159

### 3 苦情の申立て

本事業の入札手続きにおける競争参加資格その他の手続きに関しては、神戸市特定調達調査委員会要綱により、神戸市特定調達調査委員会（連絡先：神戸市行財政局経理課、電話：078-322-5146）に対して、苦情を申し立てることができる。

### 4 本事業にかかる情報の提供

本事業に係る情報の提供は、適宜、神戸市公報及び市ホームページを通じて行う。

### 5 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。なお、本事業に関する問い合わせは、同事務局で受け付ける。

#### 【本事業の事務局】

神戸市保健福祉局病院経営管理部経営管理課

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話：078-322-6244

FAX：078-322-6056

電子メールアドレス：shinbyoin@office.city.kobe.jp

URL：http://www.city.kobe.jp/shinbyoin/